**大和市週休２日制確保適用工事実施要領（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）**

1. 目 的

本要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、大和市が発注する営繕工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）の工事現場における週休２日制を確保する適用工事（以下、「適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 発注方式

発注者指定型（発注者が、週休２日に取り組むことを指定）とする。

1. 対象工事

原則として全ての工事を適用工事の対象とする。ただし、特に緊急を要する災害復旧工事等は、適用工事の対象としない。

1. 用語の定義
2. 通期の週休２日

工事現場において、対象期間内で４週８休以上の現場閉所日又は現場休息日（以下「現場閉所日等」という。）を設けることをいう。

1. 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

1. 現場休息日

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。なお、保安等の巡回パトロール等及び降雨・降雨等の予定外の現場休息日の扱いは、(2) と同様とする。

1. ４週８休以上

対象期間内の現場閉所日等の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5％（8日/28日）以上となる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

1. 現場着手日

現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

1. 現場完成日

現場事務所の撤去、施工終了後の後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

1. 対象期間

適用工事において、週休２日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間及び夏季休暇３日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、市監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

５ 適用工事の実施

1. 適用工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

* + 1. 受発注者は、施工当初段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。

分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

* + 1. 受注者は、計画工程を示した週間工程表又は月間工程表を市監督員に提出する。
    2. 受注者は、当月分の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）を、翌月５日以内に行う工事概況報告書の提出に合わせて、市監督員に提出する。
    3. 受注者は、原則として、工事完成届提出日の30日前（設計金額（税込み）が1.5億円以上の工事は45日前）までに、最終月の「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）及び対象期間全体の「現場閉所（現場休息）履行報告書」（別紙２）を作成し、市監督員へ提出する。
    4. 受注者は、公衆の見易い場所に、適用工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはＡ３サイズ以上とする。

記載内容の例

|  |
| --- |
| 週休２日制に取り組む工事  この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組む工事です。  発注者：大和市役所  　　　　　　　　　　　受注者：〇〇建設㈱ |

1. 経費補正の実施

当初の設計金額において、「週休２日制確保適用工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）」(以下、「補足事項」という。)（別添）により通期の週休２日の経費補正を行う。

通期の週休２日の現場閉所等が達成できなかった場合には、大和市契約規則第71条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額変更する。

1. アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提出するものとする。

1. その他

「現場閉所（現場休息）実績報告書」（別紙１）、「現場閉所（現場休息）履行報告書」

（別紙２）及び工事概況報告書の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附則

* 1. この要領は、令和７年４月１日以降に公告する工事に適用する。

別 添

**週休２日制確保適用工事実施要領補足事項（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）**

１ 経費補正の実施

1. 補正方法（要領５（2）関係）

当初の設計金額において、労務費（設計金額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を下表の通期の週休２日の補正係数により補正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 現場閉所（現場休息）実績 | 労務費補正係数 |
| 通期の週休２日  （現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上） | 1.02 |

1. 工事費の積算方法

週休２日制確保適用工事において、現場閉所等の状況に応じ、「(4) 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、設計金額のもととなる工事費の積算を行う。

1. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

* 1. 複合単価 複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

* 1. 市場単価等

市場単価及び補正市場単価は、次の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

・市場単価 × 新営補正率

・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

・市場単価 × 改修補正率

・補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（3）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（3）ロ．基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、次の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※ 上記単価の補正方法等によらない場合は、別に定めるものとする。

表Ａ－２建築工事の補正率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工 種 | 摘　要※ | 通期の週休２日 | |
| 新営補正率 | 改修補正率 |
| 仮設工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 土工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 地業工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄筋工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| コンクリート工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 型枠工事 | 市場単価、物価資料共通 | 1.01 | 1.01 |
| 鉄骨工事 | 物価資料 | 1.02 | 1.02 |
| 既製コンクリート | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 防水工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.08 |
| 防水工事（シーリング） | 市場単価 | 1.01 | 1.14 |
| 防水工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 石工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| タイル工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 木工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 屋根及びとい | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 金属工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.09 |
| 金属工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 左官工事(仕上塗材仕上） | 市場単価 | 1.01 | 1.01 |
| 左官工事(仕上塗材仕上以外） | 市場単価 | 1.01 | 1.16 |
| 左官工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 建具（ガラス） | 市場単価 | 1.01 | 1.10 |
| 建具（シーリング） | 市場単価 | 1.02 | 1.16 |
| 建具 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 塗装工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.15 |
| 塗装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 内外装工事 | 市場単価 | 1.01 | 1.13 |
| 内外装工事（ビニル系床材） | 市場単価 | 1.01 | 1.08 |
| 内外装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 内外装工事（ビニル系床材） | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 仕上げユニット | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 排水工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 舗装工事 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |
| 植栽及び屋上緑化 | 物価資料 | 1.01 | 1.01 |

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表Ｅ－２電気設備工事の補正率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工 種 | 摘 要 | 通期の週休２日 | |
| 新営補正率 | 改修補正率 |
| 配管工事 | 電線管、２種金属線ぴ及び同ボックス | 1.01 | 1.19 |
| ケーブルラック | 1.01 | 1.15 |
| 位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング | 1.01 | 1.18 |
| プルボックス | 1.01 | 1.13 |
| プルボックス用接地端子 | 1.00 | 1.00 |
| 防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床） | 1.01 | 1.14 |
| 防火区画貫通処理 金属管・丸型用 | 1.01 | 1.05 |
| （電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管 | 1.01 | 1.15 |
| 配線工事 | 600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル | 1.01 | 1.17 |
| 接地工事 | （接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、  接地極埋設票（金属製） | 1.01 | 1.01 |

表Ｍ－２機械設備工事の補正率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工 種 | 摘 要 | 通期の週休２日 | |
| 新営補正率 | 改修補正率 |
| 保温工事 | 配管用,ダクト用及び消音内貼 | 1.01 | 1.15 |
| ダクト設備 | 低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類 | 1.01 | 1.15 |
| ダクト付属品 | 既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ | 1.02 | 1.22 |
| 衛生器具設備  (ユニットを除く） | 取付手間のみ | 1.02 | 1.22 |